

小学校休業等対応助成金の改正内容(案)

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの。

支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主

対象となる子ども

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（ ）に通う子ども

小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

小学校等を休むことが必要な子ども

- ）新型コロナウイルスに感染した子ども
- ）風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
- ）医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）

個人申請：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

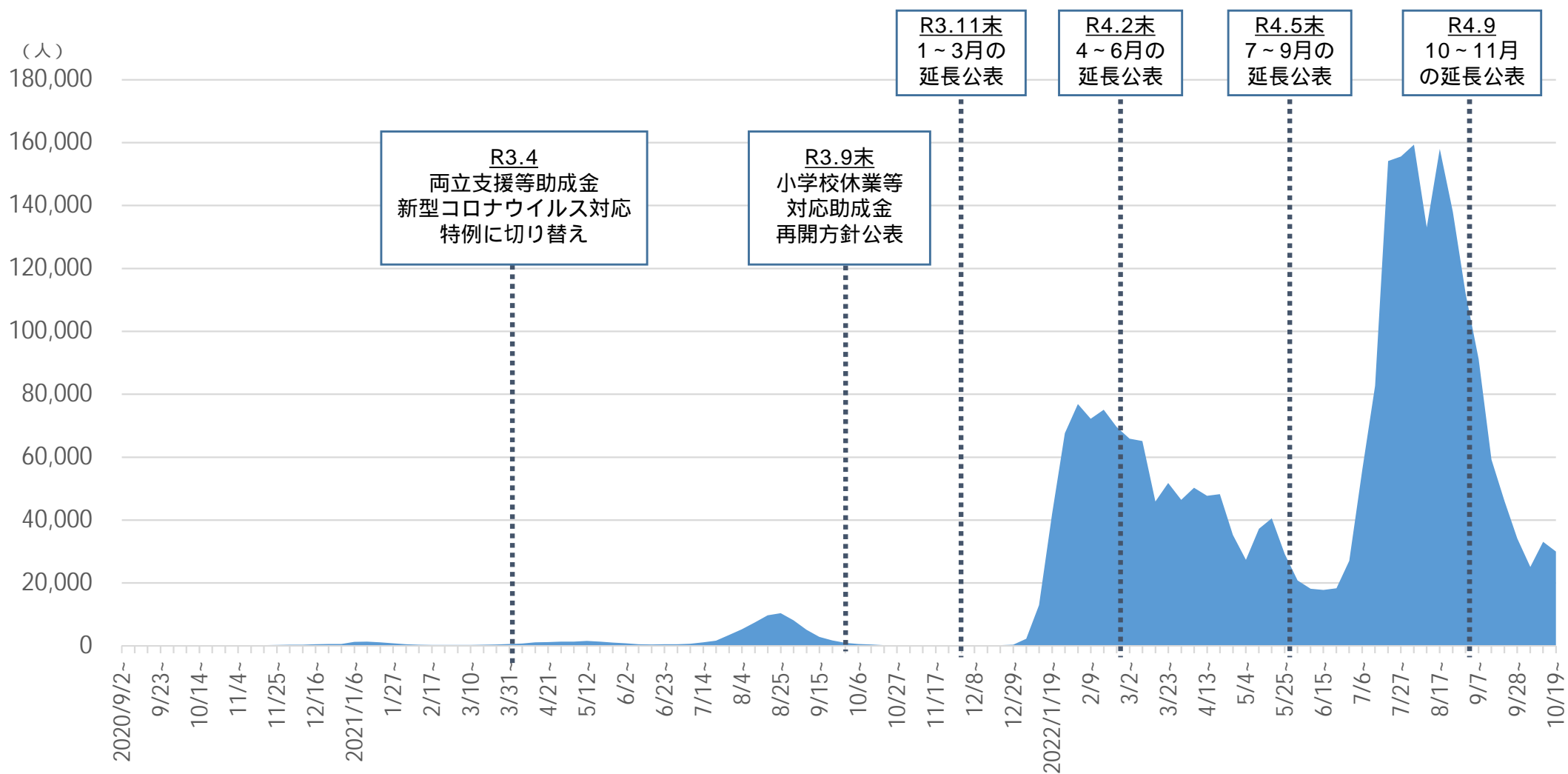
令和4年12月～令和5年3月の小学校休業等対応助成金の日額上限額を、下表のとおりとする。

		令和4年10月～11月	令和4年12月～令和5年3月
小学校休業等 対応助成金 (日額上限額)	原則的な措置	8,355円	8,355円
	特例()	12,000円	

() 緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主

10歳未満の新規陽性者数（週次）

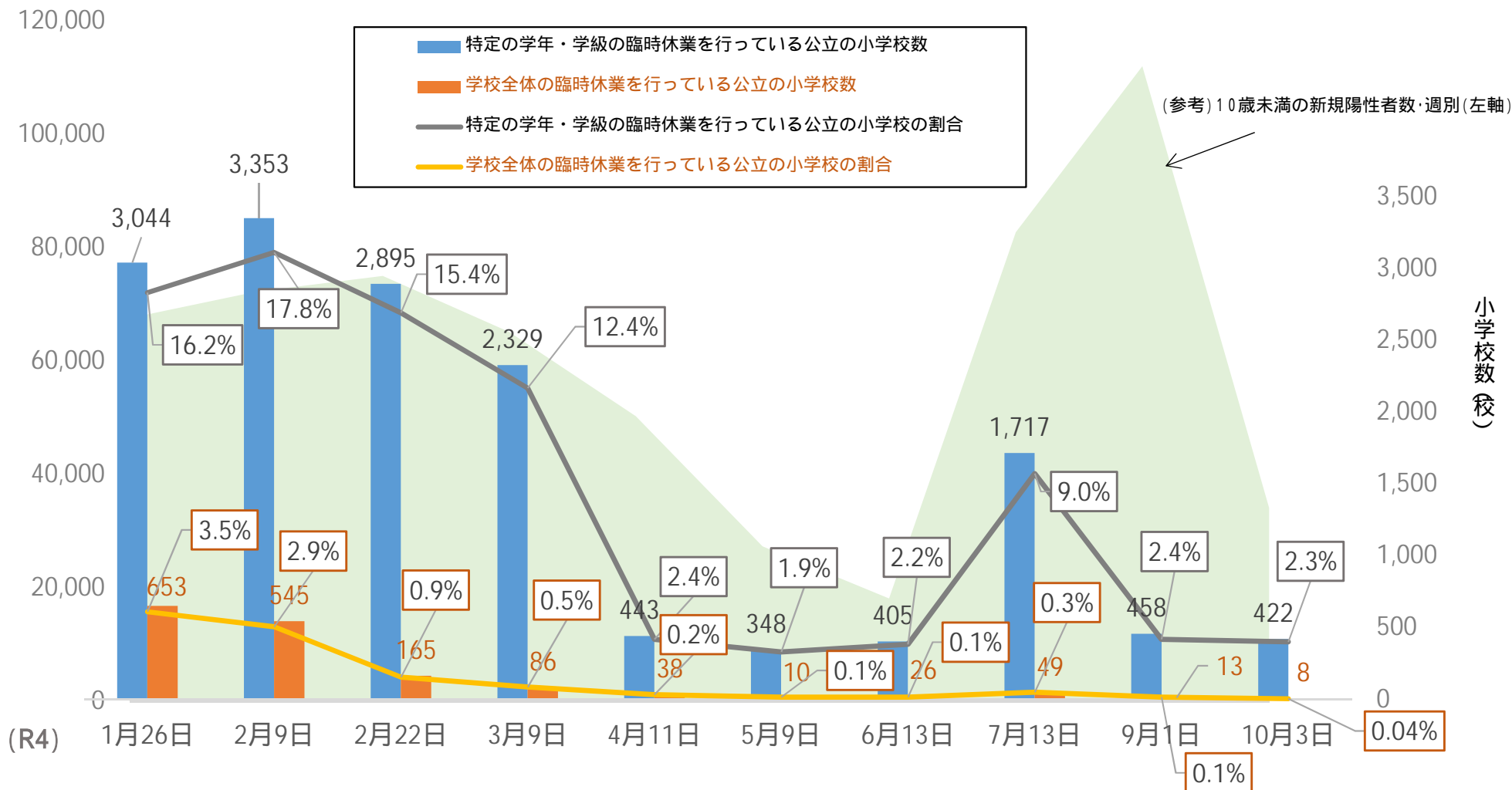
- 10歳未満の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数をみると、夏のピーク時（週約16万人）より、大幅に減少しているものの、週約3万人と高い水準になっている。



【出典】厚生労働省HP (<https://covid19.mhlw.go.jp/>) より雇用環境・均等局職業生活両立課にて作成。（情報更新日(週次)：2022年10月25日）

公立小学校の臨時休業等の状況

- 本年10月3日時点で、10歳未満の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は高い水準にあるが、公立小学校の臨時休業状況を見ると、学校全体の臨時休業は0.04%、特定の学年・学級の臨時休業は2.3%と低い水準にとどまっている。
- 文部科学省では、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響等の観点から慎重に検討する必要があると各都道府県教育委員会等に示している。



【出典】公立学校の臨時休業の状況：文部科学省HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00007.html) 及び新規陽性者数：厚生労働省HP (<https://covid19.mhlw.go.jp/>) を基に、厚生労働省にて作成。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化

(1) 保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援

(略)

雇用調整助成金の迅速な支給を継続する²⁷ とともに、生活困窮者の支援に万全を期す。

(略)

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金（厚生労働省）

²⁷ 小学校休業等対応助成金・支援金については、感染状況や学校休業等の状況を踏まえつつ、適切に対応する。